

水野家文書（七ヶ条の定書）



- 一 定（「福德」朱印）
御年貢納所事請納之一礼明鏡上者
少も於無沙汰者可為曲事然者地頭遠
路ニ令居住者五里中年貢可相届也但
地頭其知行ニ在之者於其所可納事
陣夫者式百俵ニ壹疋壹人充可出也荷
積者下方升可為五斗目扶持米六合馬
大豆一升充地頭可出也於無馬者步夫
式人可出也夫免者以請負申一札内
壹反ニ壹升充引之可相勤之事
百姓屋敷分者百貫文ニ參貫文充以中
田被下之事
 - 一 地頭百姓等雇事年中二十日充為家別
可出之并代官請可為三日充扶持米右ニ
同前事
 - 一 四分壹者百貫文武人充可出之事
請負申御納所大風大水大旱之年者
上中下地ニ以春法可相定但可為生糶之
勘定事
 - 一 竹藪有之者年中ニ公方へ五十本地頭へ
五十本可出之事
 - 一 右七ヶ条所被定置也若地頭有
難波之儀者以目安可言上者也仍如件
- 天正十七年七月七日 彦坂小刑部
巳 佐久良郷

よみ
指定
種別
数量
所在地
所有者
指定日

みずのけもんじょ(ななかじょうのさだめがき)
市指定有形文化財
古文書
1通
御前崎市佐倉
個人
平成10年3月27日

解説

この文書は、徳川家康の五ヶ国総検地と同時期に佐倉郷に交付された七ヶ条の定書で、水野家に伝わったものです。
この定書は、徳川家領国内の各郷に交付され、農民支配の統一基準を示したものです。「福德」の朱印が押されていることから、「福德の御朱印」の名称もあります。